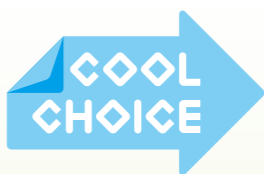


# エコの すすめ



▶COOL CHOICE(クールチョイス)とは地球温暖化を防止するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、『賢い選択』をしていこうという国民運動です。

## 夏こそ節電に取り組もう！

◆昨今の先行き不透明な燃料情勢により、全国の電力需給も厳しい見通しです。大規模な発電所トラブルが発生した場合、安定した供給ができない可能性があります。私たちもできる限りでの節電に取り組みましょう！

### こまめなスイッチオフを！

- 長時間家を空けるときのや人のいない部屋の電気をつけっぱなしにいませんか？不要な電気はできるだけ消すようにしましょう。
- テレビなどの機器もリモコンの電源ではなく、主電源を切るように心がけましょう。



### エアコンの使い方を見直そう！

- エアコンは夏場に最も電気代がかかる家電です。しかし、夏場にエアコンはかかせないですね。そこで、エアコンの設定温度を見直してみましょう！設定温度を1℃上げるだけで、約10%の節電につながります。
- エアコンのフィルターを定期的に掃除することで、エアコンの動きも良くなります。



**熱中症にご注意ください**

屋内でも熱中症にかかる場合があります。無理のない範囲での室温設定、こまめな水分補給を心がけるなど、十分ご注意ください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

## 墓地の利用マナーについて

毎年、お彼岸やお盆のお墓参りの時期に、お供え物がカラスなどに荒らされたり、ごみが大量に放置されたりしていることが見受けられます。お墓参りの時は、マナーを守って正しく利用してください。

### ●お供え物やゴミを放置したままにせず、必ずお持ち帰りください

- お供え物をそのままにしておくと、カラスやキツネなどをおびき寄せる原因となるので、必ず持ち帰ってください。
- 墓地内にゴミ箱は設置していないので、ゴミは必ずご自身で持ち帰ってください。**火葬場前のゴミ箱は火葬場利用者専用ですので、使用しないでください！**

### ●線香・ろうそくの火にご注意ください

- カラスが着火後の線香を持ち去り、周辺に散乱させる可能性があります。火災などの恐れがあるため、お墓参りが終わった際は、線香・ろうそくは必ず消火してください。

### ●他の利用者の迷惑となる行為はやめてください

- 墓地内でペットにリードをつけず、迷惑駐車など、他の方のお墓参りの妨げになるような行為はやめてください。
- 各手洗い場に設置してある手桶や柄杓は、使用後は必ず元の場所へ返却してください。

### ●お墓の管理について

- 使用している区画内は使用者に管理をお願いしています。周囲の方の迷惑にならないよう、草刈や清掃などの管理に努めてください。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

## ザ・ロイヤルエクスプレスが 今年もやってきます！



THE ROYAL EXPRESS

東急(株)とJR北海道が運行する「THE ROYAL EXPRESS ~ HOKKAIDO CRUISE TRAIN ~」が今年も本町にやってきます。

### ▶到着日

8月27日、9月3日、10日、17日、24日

※すべて3泊4日の行程の2日目土曜日になります。

※新型コロナウイルス感染症のまん延状況により運行が中止となる可能性があります。

### ▶川湯温泉駅での発着時間

到着／12時36分

出発／14時5分

今年も左記の日程で5回運行が予定されています。来町時は川湯温泉駅にて旗振りなどを行いますので、マスクなどの感染症対策をしっかりしたうえで歓迎しましょう。

※小旗は本数限定で用意しています。



問い合わせ先／役場まちづくり政策課地域振興室 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

## 新たな企業振興促進条例を制定しました

町の産業の振興を図るため、町内に事業所を新設する事業者に対する支援制度を定めた企業振興促進条例を新たに制定しましたので、ご活用ください。

### ○事業所新設に係る設備投資への支援

町内に事業所を新設する方に対し、補助金の交付や固定資産税の課税免除の支援をします。主な支援の例は以下のとおりです。

対象者	対象要件		支援内容
	投資額		
町内に事業所を新設する方 ※宿泊施設を除く	法人 1,000万円以上 個人 200万以上	法人 500万円補助 個人 投資額の1/2補助 (限度額500万円)	
町内にサテライトオフィス設置する方 ※自社のオフィスに限る	法人 200万以上	100万円補助	
町内に宿泊施設を新設する方	法人 1,000万円以上 個人 200万以上	○投資額1億円以上 ・投資額の1/10補助 ・上限額1億円 ○投資額1億円未満 ・投資額の1/2補助 ・上限額1,000万円	

※投資額／事業場の建物および営業用設備の取得額

このほか、空き施設を活用して事業を行う場合の家賃の補助や町に住居登録がある方を雇用する場合の賃金の補助などの支援を行っています。

詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)